

令和7年度 第1回

# 神栖市水道事業料金等検討協議会資料

神栖市水道ビジョンの基本理念

～豊かな市民生活を次世代につなぐ水道～

令和7年6月19日(木)

# 1 料金等検討協議会の運営について

## 目的

神栖市水道事業の業務に関する重要な事項を協議し、その健全経営を図る。

**平成27年度** 平成19年度の神栖町と波崎町の合併に伴う料金統合から初めて料金改定を行う。

平成19年度から平成26年度まで赤字経営が継続したため、料金等検討協議会を開催し平成28年度に約9.9%の値上げを行いました。5年に1回は料金について見直すことと意見が提出されました。

**平成29年度** 水道ビジョンの更新に伴い、経営戦略を策定した。

水道事業を将来にわたって安定的に継続していくための中長期的な経営の基本計画として、経営戦略を策定しました。この中で、令和3年度に値上げが必要となる分析結果となりました。

**令和2年度** 経営戦略の分析結果による料金の検討を行った結果、料金を据置とし、経営戦略を見直した。

経営戦略の分析結果と料金等検討協議会意見書に基づき、令和3年度料金改定を検討するため、料金等検討協議会を開催し、長期の経営見通しをたて、詳細な財政シミュレーションを行った結果、料金値上げを先送りしました。

令和7年度に値上げが必要となる分析結果となった。

**令和5年度** 水道ビジョンの更新に伴い、経営戦略を見直した。

経営戦略を見直した結果、令和7年度の料金改定を令和9年度へ先送りしました。令和7年度から令和8年度において料金検討協議会を開催し、料金等について検討いたします。

## 1 - 1 協議の内容

### (1) 設備投資について

当市の水道事業は鹿島開発によって高度経済成長期に整備された水道管が多く、50年以上が経過しています。老朽化が進行すると漏水による断水や濁水が発生し、市民生活や経済活動に影響を及ぼします。また、老朽化した施設は地震に弱く、広域的な断水を引き起こす可能性があります。平成23年に発生した東日本大震災では、2ヶ月間断水が続きました。

災害時にも水道が使えるよう水道管の耐震化を進めていますが、多額の費用と時間がかかりますので、耐震化する水道管の優先順位を定めて効率的に工事を進める必要があります。

設備投資の方向性について協議をお願いします。

### (2) 財源について

投資額を定め、投資額に見合う財源を確保しなければなりません。

#### ○主な財源

- ・水道料金等……今の水準で健全な経営が可能か協議する。また、水道加入金について根拠を明確にし、適正な金額を検討する。
- ・国庫補助金……国の動向に注視し国庫補助金を活用する。
- ・一般会計出資金…一般会計から新設や更新工事に対して国の定める基準額に基づいて、出資金としてもらっている。
- ・企業債(借金)……工事に対して企業債の割合を協議する。割合を高めると将来の負担が増加する。

それぞれの財源の適正なバランスについて協議をお願いします。

### (3) 経営戦略の見直し

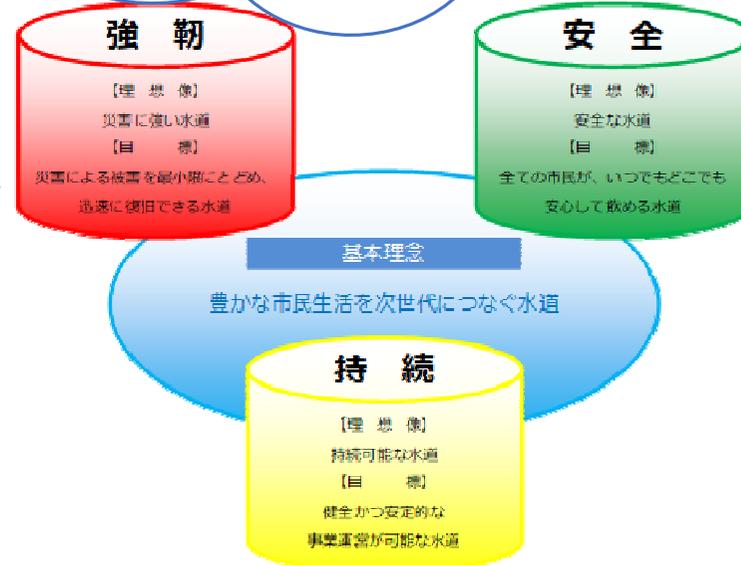
水道事業の健全な経営の持続のため、経営戦略の見直しについて協議をお願いします。

## 1-2 協議会の進め方

### 今後の会議予定(案)

	日時・場所	協議内容
第1回	6月19日(木) 午前10時から 庁議室	・協議会の運営について ・神栖市水道事業の概要について
第2回	8月20日(水) 午後2時から 分庁舎会議室2	・投資と財源について ・財政シミュレーションについて
第3回	11月12日(水) 午後2時から 分庁舎会議室2	・水道料金体系について
第4回	令和8年 1月21日(水) 午後2時から 分庁舎会議室2	・水道料金体系(案)の決定 ・料金検討後の財政シミュレーションについて
第5回	令和8年5月頃	・経営戦略の改定について ・意見書(案)について

水道ビジョンで掲げる水道の理想像を目指して協議会での議論をお願いいたします。



## 2 神栖市水道事業の概要

### 神栖町水道事業

昭和43年 茨城県鹿島水道事業開始

昭和57年 神栖町水道事業開始(県から移管)

### 波崎町水道事業

昭和43年 茨城県鹿島水道事業開始(若松地域)

昭和45年 東部地区水道事業開始

昭和51年 波崎町土合地区水道事業開始

昭和57年 波崎町水道事業開始(町全域)

### 神栖市水道事業

平成19年 3月 「神栖市神栖水道事業」「神栖市波崎水道事業」を統合し「神栖市水道事業」となる。

平成19年12月 それぞれ異なっていた料金を統一する。

平成28年 4月 水道料金の改定(平均9.9%の値上げ)

- 【課題】
- ・水道管の更新・・・耐用年数が40年であるため更新の時期を迎えている。
  - ・給水量の減少・・・今後は人口減少、企業の節水、家庭用節水機器の普及により、給水量の減少が予想される。

## 2 - 1 神栖市の受水(配水)の状況

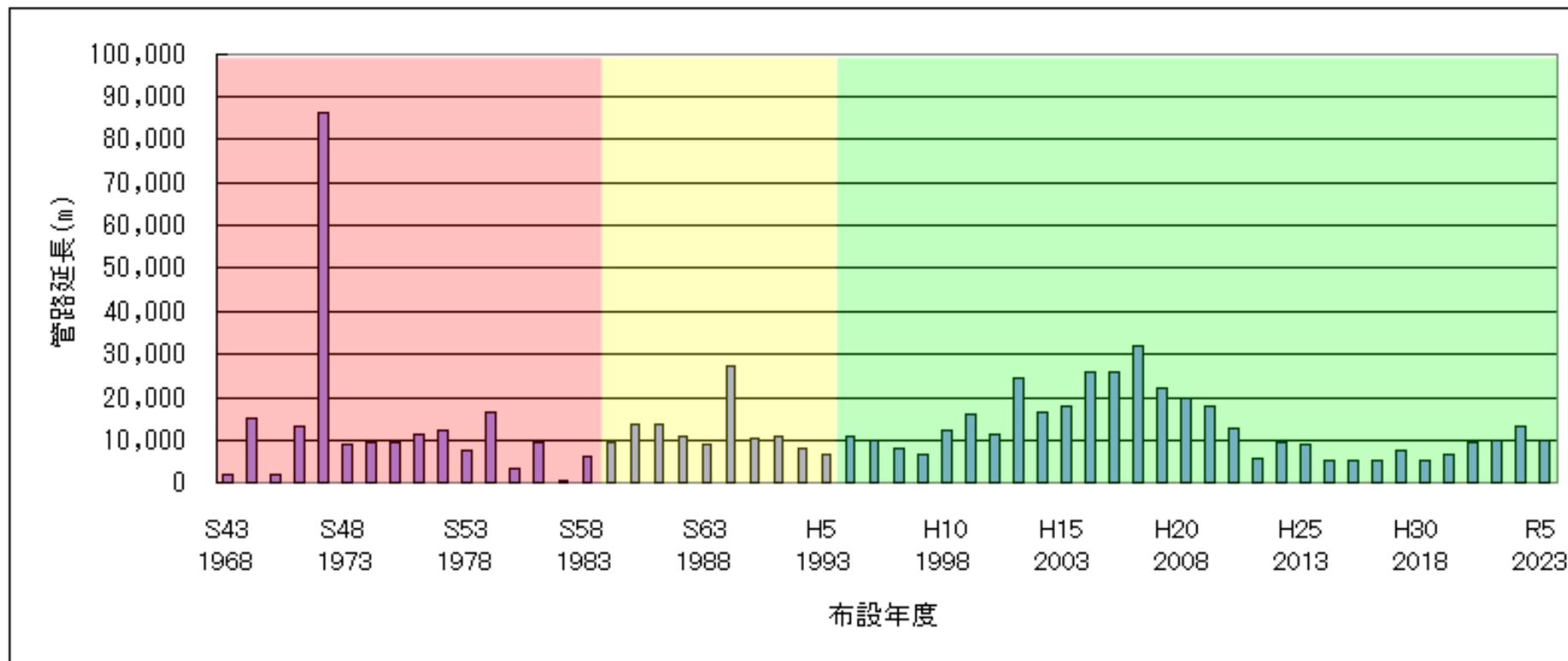
- 市の水道水は全て茨城県からの受水で賄われているため、市が管理する浄水施設はありません。
- 鱈川・知手・土合・別所の4つの配水場から、各地域へ水道水を配水しています。



- 浄水場 (茨城県管理)
- 配水場 (神栖市管理)



## 2-2 配水管の布設状況



- 2023(令和5)年度末時点の総延長は、約728kmです。
- 1970(昭和45)年代の高度経済成長期に整備された管路が最も多く、近年は老朽化が問題となっています。

経年状況	管路延長	割合
法定耐用年数(40年)を超える管路	213,883 m	29.40%
今後10年間で法定耐用年数(40年)を超える管路	119,704 m	16.45%
上記以外の管路	394,005 m	54.15%
合計	727,591 m	100.00%

## 2-3 神栖市水道ビジョンと経営戦略

### ○水道ビジョンの理想像と目標

基本理念 ～豊かな市民生活を次世代につなぐ水道～

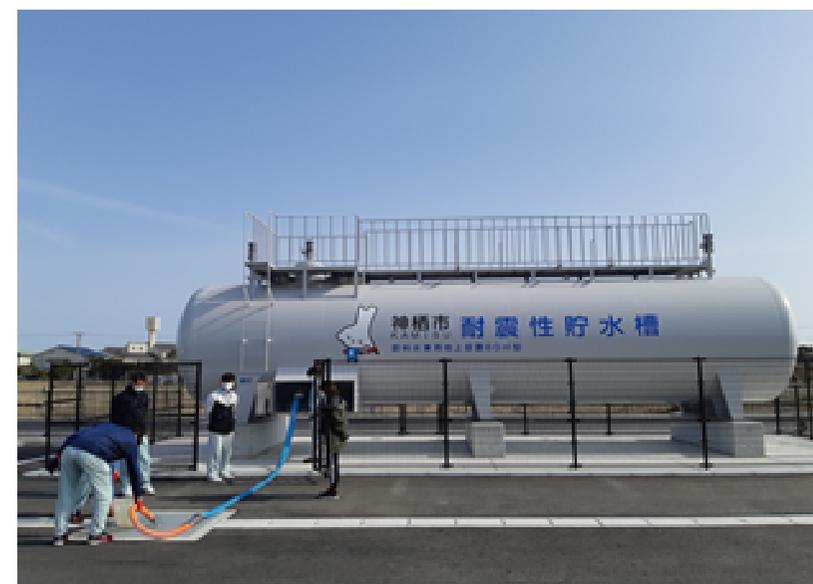
- ・安全 全ての市民がいつでもどこでも安心して飲める水道
- ・強靱 災害による被害を最小限にとどめ、迅速に復旧できる水道
- ・持続 健全かつ安定的な事業運営が可能な水道

### ○応急給水への備え

土合地区にある「はさき保健・交流センター」に耐震性貯水槽を整備しました。水道管と循環し、常にきれいな水を貯水することができます。

- ・容量：60m<sup>3</sup>

経営戦略基本方針	令和5年度達成状況
○損益黒字を確保する。	・170,644千円の黒字
○安定的な自己資金残高を確保する。(20億円程度)	・年度末現金残高 2,978,293千円
○企業債発行の抑制に取り組み、「給水収益に対する企業債残高の割合」を指標として200%未満となるようにする。	・年度末企業債残高 4,356,068千円 ・給水収益 2,413,715千円 ・給水収益に対する企業債残高の割合 180.5%



## 2-4 経営状況

### 料金回収率による分析

	H27	H28 料金改定	H29	H30	R 3	R 4	R 5
供給単価 (円)	220.79	241.48	243.78	243.96	241.98	243.20	243.97
給水原価 (円)	249.28	246.07	243.54	241.60	256.41	252.56	251.97
料金回収率	88.57%	98.13%	100.10%	100.98%	94.37%	96.29%	96.83%

料金回収率は近年では100%を下回っています。主な要因といたしましては、物価や電気代、人件費の高騰や減価償却費の増加などにより、費用が増加傾向にあるためです。

○供給単価：給水収益／有収水量  
(1 m<sup>3</sup>当たりの収益)

○給水原価：(経常費用－長期前受金戻入)／有収水量  
(1 m<sup>3</sup>当たりの費用)

○料金回収率：供給単価／給水原価

料金回収率が100%を下回っている場合、給水に係る費用が水道料金以外の収入で賄われていることを示している。一般会計補助金等で収入不足を補てんしている場合は適正な料金に改定しなければなりません。

## 2-5 水道事業の取組

### IOT (Internet of Things) 及びAIの活用

○衛星画像を活用したAI解析による漏水調査に基づく音調調査  
衛星画像を使用したAI解析によって、抽出された、漏水可能性箇所の現地調査を行い、漏水修繕や水質を維持するために排出していた水量を減量し、有収率を向上させることができました。

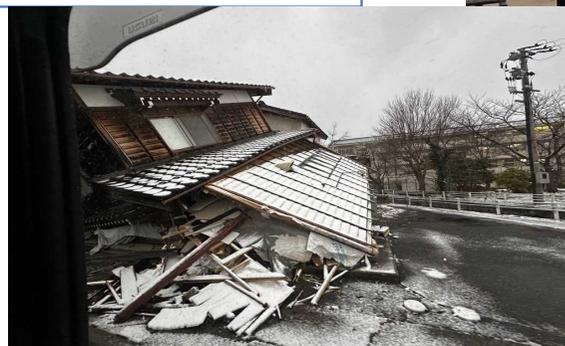
### ○スマートメーターの試験的な導入(継続事業)

水道の量水器の値をインターネット上で随時確認でき、使用者に毎日水量報告のメールが自動で送信されます。

### ○水道に関する申請の電子化(継続事業)

窓口に行かなくても申請が可能となりました。

- ・水道の開始と中止の申請を電子化
- ・水道料金の口座振替払いの申請を電子化
- ・クレジットカード納付の申請



### 令和6年能登半島地震への応援派遣

○派遣期間：令和6年2月23日～27日 5日間

令和6年3月20日～25日 6日間

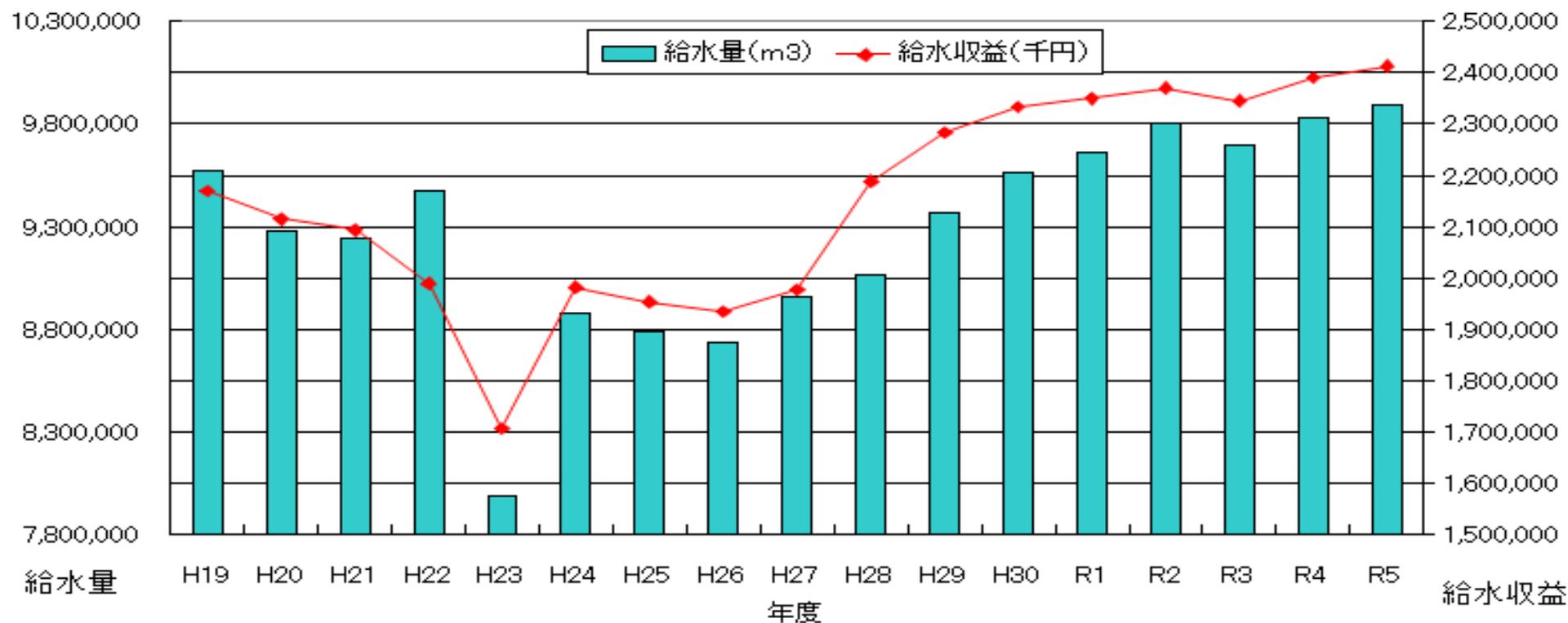
派遣職員数 6名

応急給水用給水車及び支援車(ハイエース)

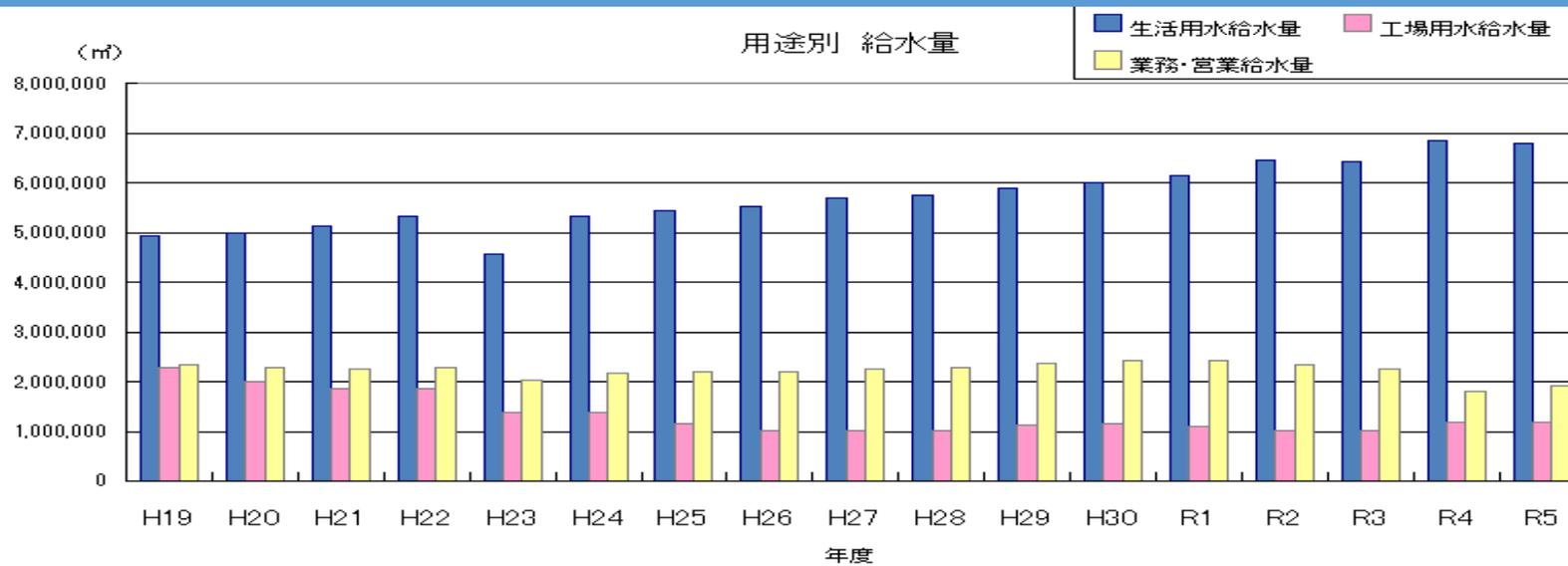


## 2-6 給水量と給水収益

給水量及び給水収益

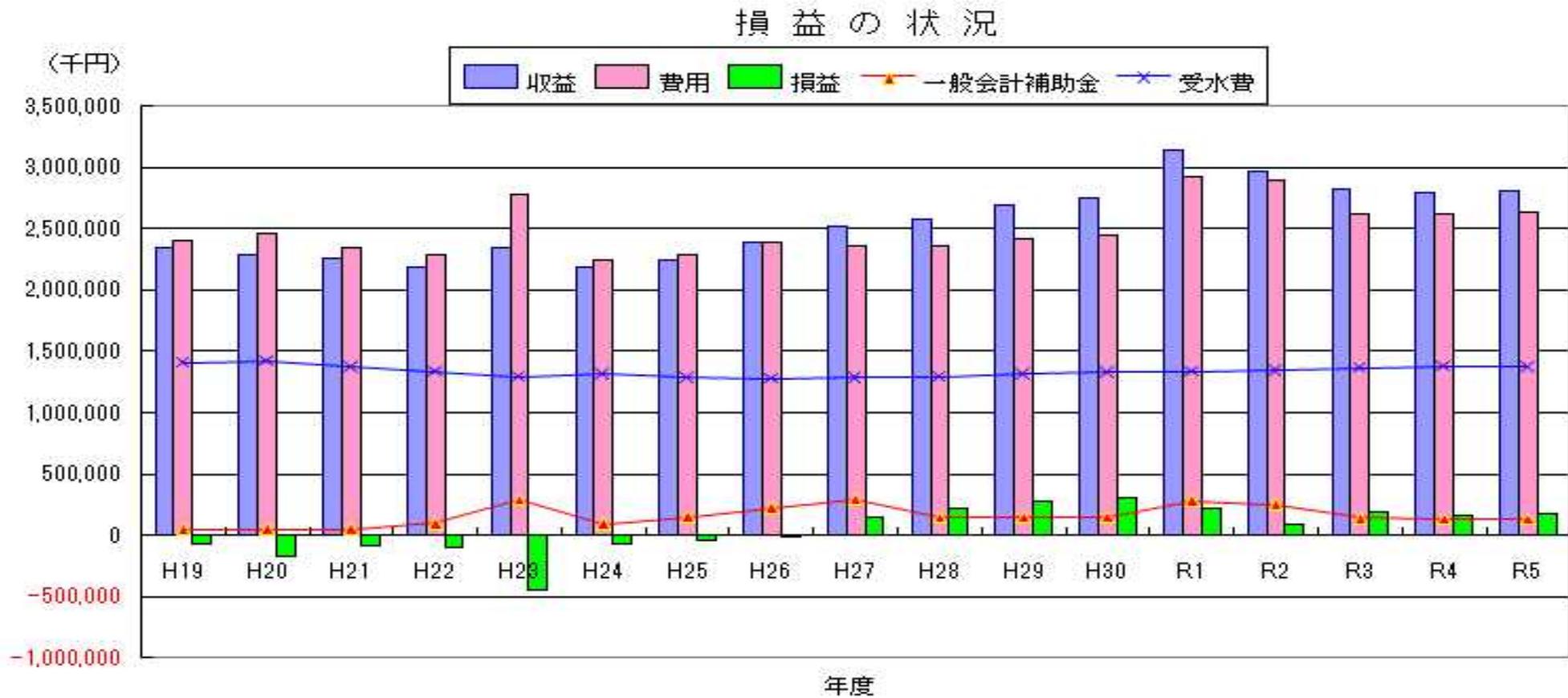


## 2-7 用途別 給水量の変化



	量水器口径 (mm)	H19年度水道料金 (千円・税抜) A	R5年度水道料金 (千円・税抜) B	B - A
生活用	13・20・25	969,411	1,505,425	536,014
工場用	75・100・150	601,346	348,789	△252,557
業務・営業用	30・40・50	594,139	556,340	△37,799

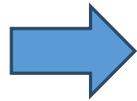
## 2-8 損益の状況



## 2-9 茨城県企業局 水道用水供給事業の水道料金のしくみ

### 茨城県企業局

関係市町村が必要としている水量（**要望水量**）に応じた水道水の供給ができるよう、水道施設等を整備する。



資本費を中心とした※**固定的経費**について、市町村が要望した水量において回収する。  
**(責任水量制)**

※ 固定的経費・・・人件費、施設の維持管理費、借入金の元利償還金等  
(基本料金を充当)

※ 変動的経費・・・電気料、薬品費等 (使用料金を充当)

料金設定年月日	S63.4.1	H7.4.1	H20.1.1
基本料金 (月額)	1,650	1,670	1,500
使用料金	46	54	54

### 受水団体(神栖市)

基本料金  
(月額 1,500円/m<sup>3</sup>  
× 契約水量m<sup>3</sup>)

+

使用料金  
(54円/m<sup>3</sup>  
× 使用水量m<sup>3</sup>)

## 2-10 令和5年度神栖市の受水費支払い状況

<p><b>基本料金</b>                  (月額 1,500円/m<sup>3</sup>×                  契約水量m<sup>3</sup>)</p> <p>(契約水量)                  43,150m<sup>3</sup>×1,500円×12月</p> <p><b>= 776,700,000円</b>                  (固定)</p>	+	<p><b>使用料金</b>                  (54円/m<sup>3</sup>×使用量m<sup>3</sup>)</p> <p>(受水量)                  11,347,540m<sup>3</sup>×54円</p> <p><b>= 612,767,160円</b></p>	=	<p><b>受水料金支払額</b></p> <p>1,389,467,160円                  (加入促進減免分)                  △19,387,400円                  (消費税)                  137,007,971円                  (支払額)  <b>1,507,087,731円</b></p>
--	---	---	---	---

	要望水量	契約水量	令和4年度一日 平均 受水量	令和5年度一日 平均 受水量
神栖市	47,500m <sup>3</sup> /日	43,150m <sup>3</sup> /日	31,492m <sup>3</sup>	31,004m <sup>3</sup>
鹿嶋市	30,100m <sup>3</sup> /日	25,650m <sup>3</sup> /日	19,308m <sup>3</sup>	19,970m <sup>3</sup>
潮来市	10,000m <sup>3</sup> /日	10,000m <sup>3</sup> /日	1,745m <sup>3</sup>	8,156m <sup>3</sup>
行方市	9,100m <sup>3</sup> /日	4,550m <sup>3</sup> /日	4,461m <sup>3</sup>	4,948m <sup>3</sup>
銚田市	16,100m <sup>3</sup> /日	8,050m <sup>3</sup> /日	4,424m <sup>3</sup>	4,321m <sup>3</sup>
合計	108,000m <sup>3</sup> /日	84,000m <sup>3</sup> /日	61,430m <sup>3</sup>	68,399m <sup>3</sup>

契約水量と受水量の乖離  
 が大きく、基本料金が負  
 担になっている。

## 2-11 地方公営企業について

### (1) 地方公営企業法適用

○計画給水人口5001人以上の水道事業について、**地方公営企業法を適用**する。

神栖市は地方公営企業法に基づいて運営しなければなりません。

計画給水人口・・・・・・・・・・94,300人

令和5年度給水人口・・・・・・・・87,733人

### (2) 地方公営企業法の原則

常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進する。

### (3) 水道事業経営の基本的な考え方

#### 独立採算制の原則

企業に負担させることが適当ではない、又は困難である経費等は一般会計等が負担すべきものであり、これらの経費以外の経費については経営に伴う収入で賄う。

○消火栓の設置及び修繕等は一般会計の負担